

秋の行政相談週間です

10月15日～21日は
18日に男衾と用土で
相談所を開設！

10月15日(月)から21日(日)は、「行政相談週間」です。この週間は、行政相談制度を広報し、国民の皆さんにこの制度を利用していただきるために設けているもので、関係行事を全国的に実施しています。

行政相談は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱した行政相談委員が、町民の皆さんから行政に対する意見や要望などを聞くお聴きし、公正・中立な立場から関係機関にあつせんをし、苦情などの解決を図るとともに、行政運営の改善に役立てるものです。

10月18日(木)には、相談委員が男衾と用土に出向いて相談をお受けします。詳しくは本誌20頁の「心配ごと相談」の記

行政相談委員
鈴木健一さん
大字鉢形685-3
☎581・3579

問い合わせ／人権推進課
581・2121内線411)へ。

9月30日までの診療分は	
◆通院：中学校就学前まで	◆入院：15歳に達する日以後の最初の3月31日まで
◆支給方法：申請書（医療機関の証明又は領収書添付）を子育て支援課に提出（窓口負担あり）	◆支給方法：受給資格証（ピンク色）
◆通院：変更なし	◆入院：変更なし
◆支給方法：町内の協定医療機関のみ窓口払い廃止	◆支給方法：受給資格証（薄いグリーン色）

10月1日以降の診療分は

注1) 町内の協定医療機関で受診した場合 窓口での支払いはありません（保険外診療・自費分は除きます）。

注2) ひとつ目の医療機関で一部負担金が月額21,000円以上あつた場合は、(2)と同様になります。

(2) 町内の協定医療機関以外または町外の医療機関で受診した場合



こども医療費窓口払い廃止の協定医療機関

(平成19年8月末日現在)

(市街地)	市川医院 佐伯医院 清水眼科医院 清水クリニック 藤野クリニック 松本医院 山田医院 寄居本町クリニック 岩田歯科医院 大島歯科医院 柏原歯科医院 小西歯科医院 清水歯科クリニック リーフ歯科クリニック さとみ薬局 タカハシ薬局 新島薬局 升屋栄貰堂	(鉢形) はらしま医院 (男衾) おきつ歯科医院 おぶすま診療所 おぶすま第2診療所 こすげ歯科医院 スター薬局寄居店 田中医院 ベストおぶすま薬局 (用土) 小久保医院 埼玉よりい病院 用土医院 井口歯科医院 ファミリーデンタルクリニック 寄居薬剤師会薬局
(西部)	埼玉療育園 吉田歯科医院	
(桜沢)	五十嵐整形外科医院 山田整形外科内科医院 おおさわ歯科クリニック 志村歯科 鳥塚歯科医院 あおば調剤薬局 桜沢薬局	
(折原)	大野歯科医院	

問い合わせ／子育て支援課 (☎581・2121内線251・252) へ。

10月から こども医療費の窓口払いを廃止します！

町では、子どもの健康の向上と福祉の増進を図るため、子どもの医療費助成を行っています。

平成19年4月からこども医療費支給事業の対象年齢を、通院は中学校就学前まで、入院は15歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大し、併せて10月からは、町内の協定医療機関において、これまで自己負担していた窓口での支払いがなくなり、診療・調剤が受けられるようになります。

なお、保険外診療の医療費は、従来どおり自己負担となりますので、窓口でお支払いください。

- ◆受給資格証（薄いグリーン色）
- ◆受給資格証（薄いグリーン色）
- ◆受給資格証（薄いグリーン色）
- ◆受給資格証（薄いグリーン色）

従来どおり、申請書を子育て支援課に提出してください。
現在の受給資格証では、10月以降こども医療費の助成は受けられませんのでご注意ください。
新しい受給資格証は、9月末に各ご家庭に送付します。

- ◆平成19年9月以前の診療分や協定医療機関となつていな医療機関での診療分については、従来どおり支給申請書での申請となります。なお、10月以後の申請は、診療年月に関係なく、必ず新しい受給資格証の番号で申請してください。
- ◆町内で窓口払い廃止に協力している医療機関には、協定医療機関証が掲示してあります。

協定医療機関証

こども医療費
協定医療機関
寄居町長